

ヒルフェ通信(3月号)

❖ そっと寄り添いやさしくサポート ❖

「公益社団法人成年後見支援センターヒルフェ」は高齢者、精神障がい者、知的障がい者等の権利の擁護及び福祉の増進に寄与することを目的として、東京都行政書士会が設立した法人です。



◆ 東京都社会福祉協議会主催の「法人後見」に関する研修に参加しました

「高齢社会の進展や障がい者の地域生活移行の促進などを背景に、成年後見制度の利用ニーズは今後さらに増大することが予想されます。～このような成年後見制度をめぐる情勢や実状を踏まえ、東京におけるさらなる法人後見推進に向けて、既に法人後見を実施している団体を対象に」(東京都社会福祉協議会の開催要項より抜粋)法人後見に関する研修が開催され、ヒルフェからも数名が参加しました。



この研修は、まず、令和5年12月下旬ごろから随時配信される動画を視聴し、それに基づくオンライン研修を受講するという段取りで行われました。

「基礎研修」では、「成年後見制度の概要と法人後見の意義」「法人後見の実務」「意思決定支援」といったテーマの動画が配信され、オンライン研修では、「法人後見実施団体における実践報告」があり、その後グループに分かれての情報交換が行われました。

「応用研修」では、弁護士による「身寄りのない方への支援」をテーマにした講演の動画配信、オンライン研修ではその講演に関する質疑応答の後、同様にグループに分かれての情報交換となりました。

主な参加者は法人後見を実施している団体職員(市区等の社協担当者)でしたが、関心のある未実施団体等の職員も対象でしたので、情報交換の場では、未実施や受任件数がまだ少ない団体から、受任件数の多い団体へ、切実な質問などが飛んでいました。法人後見の取組についても各自治体の社協によっていろいろ違っており、地区活動においては、やはりそれぞれの社協の状況をきちんと把握し、それぞれに応じた働きかけをすることが重要だと感じました。

内容もさることながら、他団体の状況を垣間見ることのできた貴重な経験となりました。
(広報担当理事 高山久美子)

◆ 第19期 公益社団法人成年後見支援センターヒルフェ基礎研修受講についてのご案内

東京都行政書士会及び公益社団法人成年後見支援センターヒルフェ(以下「ヒルフェ」という)では、専門職後見人という立ち位置から、高齢者・障がい者等の権利の擁護を目的として、成年後見制度の充実に寄与すべく、成年後見人養成のため、60時間の成年後見基礎研修を実施しております。

研修スケジュールは、前半の6月～8月に東京都行政書士会研修センター基礎研修(30時間)を受講、続いて後半の9月～12月にヒルフェでの社団基礎研修(30時間)を受講していただく予定です。なお、ヒルフェの基礎研修の受講並びに入会のためには、東京都行政書士会研修センターの成年後見基礎研修の修了が必須となります。この研修の募集は毎年1回です。詳しくは、『行政書士とうきょう』の3月号と4月号に、令和6年度の第19期成年後見基礎研修(センター基礎研修)の申込方法と申込期間等が掲載されておりますのでご確認ください。

ただし、過去に成年後見基礎研修の効果測定を達成された1～5期生及びセンター基礎研修を修了した6～18期生は、定員に空きがある場合に限り受講できます。また、過去に成年後見基礎研修の必要単位数を満たして修了した方は、この研修を修了しなくても、ヒルフェに入会することができます。ヒルフェ公式サイト<https://hilfe.jp/>の「お問い合わせ」からフォームに入力する方法でもお問い合わせを受け付けております。

(総務担当理事 高麗 千織)

◆ 後見サイト更新情報

令和5年12月18日付で、新着情報が更新されております。
東京家裁(本庁)後見センターは、令和6年2月13日(火)に、現在の2階から8階に仮移転します。詳しくは後見サイトをご確認ください。
<https://www.courts.go.jp/tokyo-f/saiban/kokensite/index.html>

